

上田市耐震改修促進計画の改定について（概要版）

1 本計画の改定経緯

上田市では、平成20年3月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号 以下「法」という。)に基づく「上田市耐震改修促進計画」を策定し、既存住宅・建築物の耐震化を促進してきました。その後、平成25年11月25日に法の改正(平成25年法律第20号)が行われ、法第6条第1項の規定により、「長野県耐震改修促進計画(第 期)」(以下「県計画」)に基づく計画として改定を行うものです。

また、本市における他の関連計画(第二次上田市総合計画、上田市地域防災計画及び上田市公共施設マネジメント基本方針)との整合を図りながら、建築物の耐震化に取り組めます。なお、今回の改定では、計画期間の延長を行うとともに、目標となる住宅・建築物の耐震化率等について見直しを行うものです。




2 今回の主な改定概要

- (1) 「第二次上田市総合計画」、「上田市地域防災計画」及び「上田市公共施設マネジメント基本方針」を本計画中に位置づけます。
- (2) 平成25年11月の法の改正を踏まえ、耐震診断等が義務付けとなる建築物に関する事項の規定や計画の対象建築物の用語を定義しています。
- (3) 本計画期間は、改定前の平成19年度から27年度までの計画を5年間延長し、平成32年度として、耐震化に取り組めます。
- (4) 計画の数値目標とする平成32年度末の主な建築物の耐震化率について、住宅は90%、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は95%、市有施設のうち防災拠点施設等は95%以上として耐震化に取り組めます。

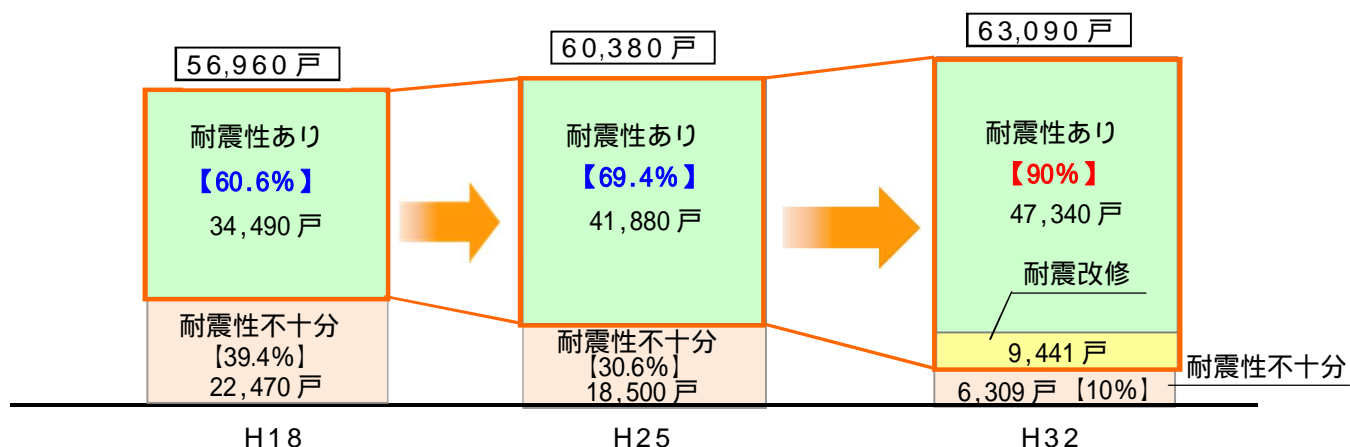
3 耐震化の現状と耐震化率の目標の設定

平成20年3月に策定した「上田市耐震改修促進計画」の実施状況と、法及び県計画に基づいて改定する本計画の平成32年度における耐震化率の目標を、以下のとおりとします。

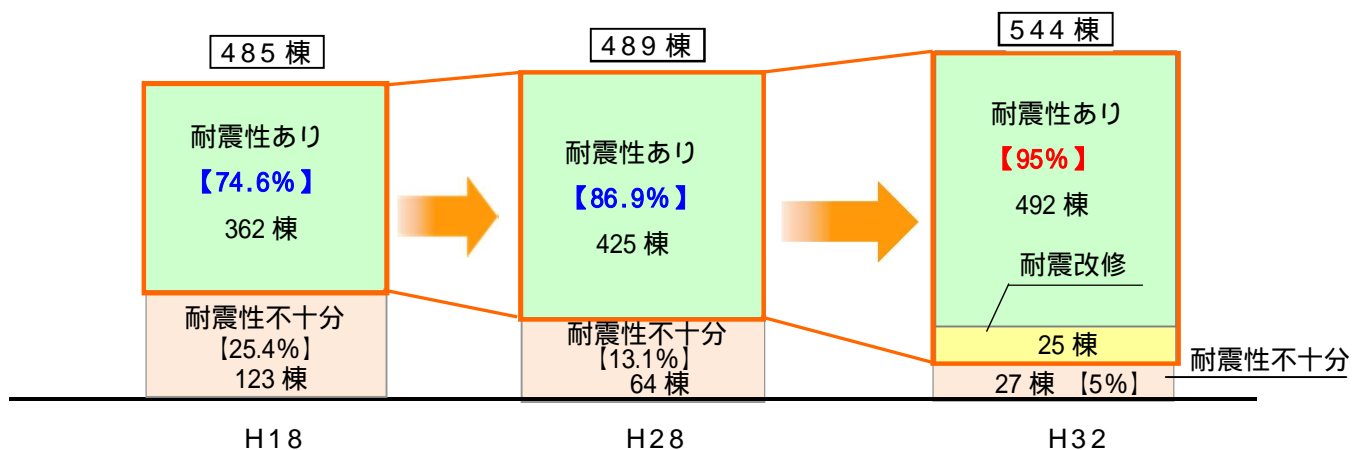
対象建築物：昭和56年5月以前に着工された建築物(住宅、特定既存耐震不適格建築物、公共建築物)

住宅	特定既存耐震不適格建築物 多数の者が利用する建築物	市有施設
		
(例)戸建て住宅、アパート、マンション等	(例)学校、病院、社会福祉施設、ホテル、店舗等	防災拠点施設、特定既存耐震不適格建築物等
当初目標 90%(H27) H18 : 60.6%	当初目標 90%(H27) H18 : 74.6%	当初目標 100%(H27) H18 : 60.9%
↓	↓	↓
H25 : 69.4%	H28 : 86.9%	H28 : 87.5%
↓	↓	↓
H32 : 目標 90%	H32 : 目標 95%	H32 : 目標 95%

4 H32年度における住宅の耐震化率の目標と推計



5 H32年度における特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の目標と推計



6 市有施設の耐震化の目標等

市有施設は、平常時に多数の市民が利用するほか、災害時に庁舎や小中学校、消防署、社会福祉施設等が防災拠点施設として活用されます。このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

(1) 市有施設の耐震化の基本方針

市有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物(防災拠点施設等)を重点的に耐震化を進めることとします。市有施設の耐震化を推進するにあたりましては、平成28年3月に策定された「上田市公共マネジメント基本方針」の公共施設5原則に基づいて取組みます。

建築物の分類	対象棟数	耐震性を有する棟数（H28 現在）	耐震化率
災害対策本部等になる建築物（庁舎、自治センター、消防署等）	22	13	59.1%
避難施設等となる建築物（小・中学校、体育館等）	179	173	96.6%
負傷者等の対応を行う建築物（病院、診療所）	2	2	100%
要介護者が利用する建築物（老人福祉施設、児童福祉施設等）	51	34	66.7%
上記以外の多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物等	25	22	88.0%
市有施設全体	279	244	87.5%

(2)市有施設(防災拠点施設等)の耐震化の現況と目標

平成28年度末で、市有施設のうち防災拠点施設等は279棟あります。このうち、244棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は87.5%と推計されます。市有施設の平成32年度末における耐震化率の目標は95%とします。

